# 後期高齢者医療制度 平成24・25年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度は、法律により2年ごとに 保険料率を改定することになっています。

今回の改定では、1人当たりの医療費の増加な どにより、保険料率が大幅に上昇する見込みとな りました。

そのため、保険料率の上昇抑制の財源として県 財政安定化基金などを活用し保険料率の大幅な上 昇は抑えていますが、1人当たりの平均保険料額 は、前回の平成22・23年度と比べ5.36%の上昇とな りました。

被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、 皆さまから納めていただく保険料が大切な財源と なりますので、何とぞご理解を賜りますようお願 いいたします。

#### 【旧保険料率及び新保険料率】

	平成22·23年度 保険料(年額)	平成24·25年度 保険料(年額)	上昇額(率)
均等割額	47,400円	49,500円	2,100円 (4.43%)
所得割率	8.8%	9.6%	0.8ポイント 上昇
一人当たりの 平均保険料 (軽減適用後)	53,592円	56,467円	2,875円 (5.36%)
限度額	50万円	55万円	5万円 (10%)

【保険料額の例示】 ※後期高齢者医療制度の被保険者である夫婦2人世帯(夫が世帯主)で夫の年金収入200万円、 妻の年金収入が80万円の場合

		平成23年度保険料(年額)	平成24年度保険料(年額)	増加額
	均等割額	37,900円 ≪2割軽減≫	39,600円 ≪2割軽減≫	1,700円
夫	所得割額	20,600円 ≪5割軽減≫	22,500円 ≪5割軽減≫	1,900円
	(計)	58,500円	62,100円	3,600円
	均等割額	37,900円 ≪2割軽減≫	39,600円 ≪2割軽減≫	1,700円
妻	所得割額	0円	0円	0円
	(計)	37,900円	39,600円	1,700円

### 1 保険料の計算方法(平成24・25年度)

保険料は、被保険者1人当たりいくらと決め られる「被保険者均等割額」と被保険者の所得 に応じて決められる「所得割額」を合計した額 となり、対象となる被保険者の方全員に納めて いただきます。

年間保険料 (限度額55万円)

=

被保険者 均等割額 1人当たり 49,500円

所得割額 被保険者に係る 基礎控除後の 総所得金額 ×9.6%

#### 2 所得の低い方等への保険料の軽減

#### (1)被保険者均等割額

世帯の被保険者全員および世帯主総所得金額等	軽減後の額 (年額)	軽減割合
「基礎控除(33万円)」を超えない世帯で、かつ 被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 (その他の所得がない場合)	4,900円	9割軽減
「基礎控除(33万円)」を超えない世帯	7,400円	8.5割軽減
「基礎控除 (33万円) +24.5万円×世帯の被保険 者数 (被保険者である世帯主は除く)」を超えな い世帯	24,700円	5割軽減
「基礎控除(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	39,600円	2割軽減

#### (2) 所得割額

+

所得割額を負担する方 のうち、賦課のもととな る所得金額(基礎控除後 の総所得金額等)が58万 円以下の方(年金収入の みの場合の例としては、 年金収入153万円から211 万円までの被保険者)は、 5割軽減されます。

後期高齢者医療制度に加入される前日に被用者保険の被扶養者であった方は、被保険者均等割のみが賦課され、 これが9割軽減(年額4,900円)となります。

#### 4 保険料の納め方

- (1) 年金の受給額が年額18万円以上の方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただきます。
- ①2か月ごとに支給される年金からのお支払い
- ※ただし、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合は、口座振替または 納付書でお支払いいただきます。
- ②被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの口座振替によるお支払い
- ※本庁市民課および各支所総合窓口課での手続きが必要です。
- ※世帯主、配偶者等の口座からのお支払いに変更された場合、これらの方の社会保険料控除となることによって、 世帯としての所得税・住民税が減額となる場合があります。
- (2)年金の受給額が年額18万円未満の方は、口座振替または納付書で、保険料をお支払いいただきます。

○問い合わせ先 神埼市役所 市民課 ☎37-0115

## 国保に加入するとき やめるときは 14日以内に届出が必要です!

#### 次のような場合は届け出を

- ・他の市町村から転入してきたとき
- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・他の市町村へ転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき、または被扶養 者になったとき
- ・国保の被保険者が死亡したとき など

#### 届出をしなかったり、遅れたりすると…

加入資格を得た月までさかのぼって保険税を 納めなければならなくなったり、保険証がないた め、その間にかかった医療費は全額自己負担とな りますので、ご注意ください。

- ※手続きの際は、保険証や印鑑のほか届け出の内容 により必要となるものがありますので、お問い合 わせください。(各支所でも手続きができます。)
- ◎問い合わせ先

神埼市役所 市民課 ☎37-0115

受けられている方は助成対象外です。 |自動車税(普通、軽自動車)の減免を

所得制限があります 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B 療育手帳 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳1 級、 2

※タクシー券は神埼市役所の ◎交付場所 **☎**37-01神埼市役所 **3** 7 − 合窓口では交付していません。タクシー券は神埼市役所の総 脊 🅿 神埼市役所 **☎** 5 9 1 振支所  $\begin{array}{c} 4 \\ 4 \\ 1 \\ 3 \\ 0 \\ 7 \\ 1 \end{array}$ 2 1 1 問 総合窓口 1 1 1 6 総合窓 高齢障が 総合窓口 い合わせ先 1  $\square$ 課 Vi 課

はり灸等施術券 |術1回につき千円分を助成 (年間18枚)

要です。

対象者

交付しています。

手続きには印鑑、

障害者手帳が必

方を対象に福祉タクシー

利用券を

要です。 しています。 手続きには本人確認ができるも (健康保険証など) と印鑑が必

活圏の拡大と社会参加の促進を目

的 生

在宅で次の障害者手帳をお持ち

市では重度心身障害者 祉タクシー利用券

児

0)

はり灸等施術

交付し

T

い

ま

す

を目的に、 70歳以上の方の心身の健康保持 はり灸等施術券を交付

#### 和田記念病院 (内科·消化器内科·通所介護)

介護老人保健施設うぶすな (入所・短期入所・通所リハビリテーション)

#### うぶすな居宅介護サービス

佐賀県神埼市神埼町永歌 1021 ☎ 0952 - 52 - 8990 FAX 0952 - 52 - 3290

(内科・胃腸科内科・小児科) 和田医院

佐賀県神埼市神埼町神埼293番地 ☎ 0952 - 52 - 2021 FM 0952 - 53 - 3993

